

(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務

No.	提供先	法令上の根拠(項番)	提供先における用途
1	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの